

Deloitte.

デロイトトーマツ



RCEP関連レポート

＜日・ブルネイ間で適用可能なFTAと原産地規則(2)＞

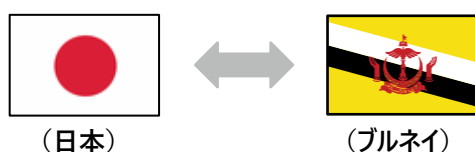
Trade Compass®の主要機能の紹介

2022年12月

デロイトトーマツ税理士

協定ごとに異なる原産地規則（日・ブルネイの例）

RCEP発効により、ますます選択肢の広がるFTA活用ですが、本レポートでは、ある輸入国と輸出国（原産国）の組み合わせで適用可能なFTAと原産地規則の例を、具体的なHSコードとともにご紹介します。



抽出月：2022年12月

5902.10 –染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品、タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）、ナイロンその他のポリアミド製のもの

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	5902.10	CC
TPP	HS2012	5902.10	第59.02項の製品への他の項の材料からの変更(第52.04項から第52.12項までの各々、第54.01項から第54.02項までの各々、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項から第54.08項までの各々又は第55類の材料からの変更を除く。)
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	5902.10	CTH(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各々、第52.08項から第52.12項までの各々、第53.09項から第53.11項までの各々、第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各々からの変更を除く。)(第50.04項から第50.06項までの各々、第51.06項から第51.10項までの各々、第52.04項から第52.07項までの各々、第53.06項から第53.08項までの各々、第54.01項から第54.06項までの各々又は第55.08項から第55.11項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。)
ブルネイ - 日本 EPA	HS2002	5902.10	第59.02項の製品への他の項の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各々、第52.08項から第52.12項までの各々、第53.09項から第53.11項までの各々、第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各々の材料からの変更を除く。)。ただし、第50.04項から第50.06項までの各々、第51.06項から第51.10項までの各々、第52.04項から第52.07項までの各々、第53.06項から第53.08項までの各々、第54.01項から第54.06項までの各々又は第55.08項から第55.11項までの各々の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績されることを条件とする。

4408.90 –木材及びその製品並びに木炭、化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）、その他のもの

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	4408.90	CTH又はRVC40
TPP	HS2012	4408.90	第44.01項から第44.21項までの各項の製品への他の項の材料からの変更
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	4408.90	CTH
ブルネイ - 日本 EPA	HS2002	4408.90	第44.01項から第44.11項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更

6302.10 –紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン、ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

FTA	HSバージョン	HSコード	原産地規則
RCEP	HS2012	6302.10	CC
TPP	HS2012	6302.10	第63.01項から第63.04項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項から第54.08項までの各項、第55.03項、第5506.30号、第55.08項から第55.16項までの各項、第58.01項から第58.02項までの各項、第59.03項又は第60.01項から第60.06項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、当該製品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。
アセアン - 日本 EPA (AJCEP)	HS2002	6302.10	CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)
ブルネイ - 日本 EPA	HS2002	6302.10	第63.01項から第63.08項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)

Trade Compass®とは

近年、国家・地域間の国際通商交渉が加速することにより、世界のFTA網が益々複雑化しています。Trade Compass®はクラウドベースの統合データベースであり、多種多様なFTA・EPAに関わる情報を一括マトリックスで表示する機能、関税データの詳細を確認する機能、将来の削減ポテンシャルを分析する機能、最適な調達国を洗い出す機能、そして実貿易データと関税率の変化を結び付け表示する機能を装備しています。

グローバルにビジネスを展開する製造業者はTrade Compass®を活用することによりFTAの使い漏れを洗い出し、最適なサプライチェーンを構築し、コンプライアンスを強化することができます。Trade Compass®は言語は英語・日本語の二か国語対応になっています。また、クラウド上で稼働していますので、ユーザーはネット規制がないすべての国々からアクセスすることも可能です。

Trade Compass®の主な機能

Tariff Search (関税率・原産地規則検索)

関税率・原産地規則の確認

- HSコード・キーワードにより、関税分類・原産地規則を検索
- 関税率を将来（最大10年先）まで把握

関税率・原産地規則確認機能

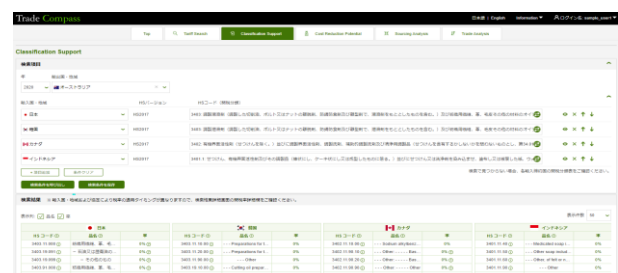


Classification Support (複数国間の関税分類比較)

自社製品の関税分類を検証・確認

- 複数国の関税分類（HSコードおよび品目）を同時に比較表示することで、自社の関税分類を検証

関税分類比較機能



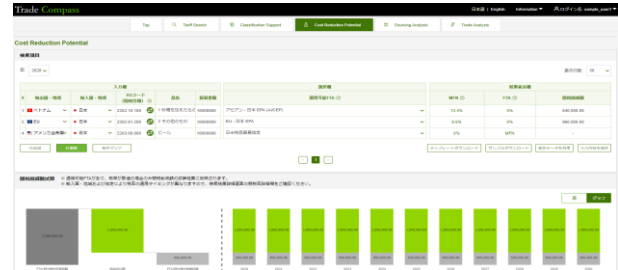


Cost Reduction Potential (関税削減ポテンシャル試算)

FTA活用によるコスト削減余地の可視化

- 自社サプライチェーン情報（輸出入国・品目・取引規模）に基づき、FTA 活用可能性と関税コスト削減ポテンシャルを将来にわたりシミュレーション
- FTA 使い漏れの防止による当期利益への貢献を実現

効果試算機能

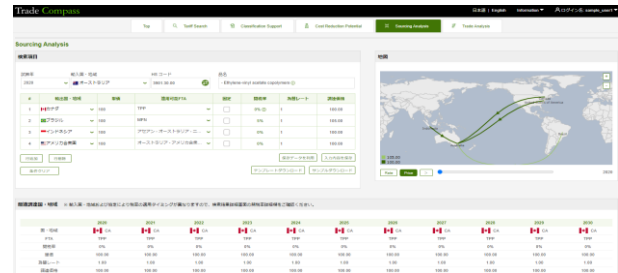


Sourcing Analysis (関税・為替を加味した調達コスト比較)

関税率・為替を考慮した最適な サプライチェーンの把握

- 為替変動と将来関税を考慮し、サプライチェーン別の調達コストを同時比較

サプライチェーン別調達コスト分析機能



Trade Analysis (品目別の貿易金額・関税率分析)

品目別主要輸出入国の可視化による サプライチェーン検証

- 品目別主要輸出入国（グローバルで上位10ヶ国）を表示し、マーケット動向と自社サプライチェーンの差異を検証

品目別主要輸出入国確認機能



お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人
Tel : 03-6213-3800 (代)
www.deloitte.com/jp/tax
trade_compass_tax_cs@tohmatu.co.jp

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したりは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問はず)をすることもありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301